

南九だより

第25号
令和7年12月

表紙写真
開聞岳（薩摩富士）と
池田湖



- | | |
|---------|-----------------------------|
| P.1 | ・事務所長挨拶 |
| P.2 | ・南部九州土地改良調査管理事務所 管内概要図 |
| P.3 | ・【トピックス】新たな土地改良長期計画について |
| P.4~5 | ・国営施設機能保全事業「笠野原地区」の概要 |
| P.6 | ・国営土地改良事業地区調査「南薩地区」の紹介 |
| P.7 | ・国営土地改良事業地区調査「笠野原地区」の紹介 |
| P.8 | ・地域整備方向検討調査「出水平野地域」の紹介 |
| P.9 | ・ダムの安全性評価の概要 |
| P.10 | ・国営土地改良事業事後評価「曾於北部地区」の概要 |
| P.11~12 | ・災害発生時の対応の紹介（災害応急用ポンプの分散配置） |
| P.13~14 | ・MAFF-SAT（マフサット）の紹介 |
| P.15~16 | ・【シリーズ】水の守人-土地改良区若手職員の紹介- |
| P.17 | ・南部九州土地改良調査管理事務所の業務内容 |
| 巻末 | ・事務所アクセスマップ |

はじめに ～親切・丁寧、身近で相談しやすい 南部九州土地改良調査管理事務所として～

宮崎県、鹿児島県の農業者の皆様、土地改良区、県・市町等の関係機関の皆様におかれましては、日頃より九州南部地域の農業農村整備事業の推進に加えて、土地改良施設の保全・管理について、特段のご理解とご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

南部九州土地改良調査管理事務所では、宮崎・鹿児島の両県における国営土地改良事業の実施に向けた調査・計画に加え、同事業完了地区の施設管理者に対して、円滑な施設利用に向けたフォローアップなどを行っています。

土地改良事業等により造成された農業水利施設は、土地改良区を始めとした農業者組織が中心となって共同で利用・管理されていますが、老朽化等に起因する事故が全国で年間約1,600件発生しており、近年は、農業のみならず地域社会への影響が大きな事案も発生しています。

当事務所では、国営土地改良事業の完了地区ごとに担当者を配置して、各地区のフォローアップを実施していますので、土地改良区を始めとした関係機関の皆様におかれましては、農業水利施設の保全・管理等において困りごとがございましたら、当事務所にご相談いただきますようお願ひいたします。

当事務所も、「親切・丁寧、身近で相談しやすい南部九州土地改良調査管理事務所」として、県、市町村などと連携しつつ、丁寧に対応してまいります。

今後とも皆様のご理解とご協力を願い申し上げます。

令和7年12月

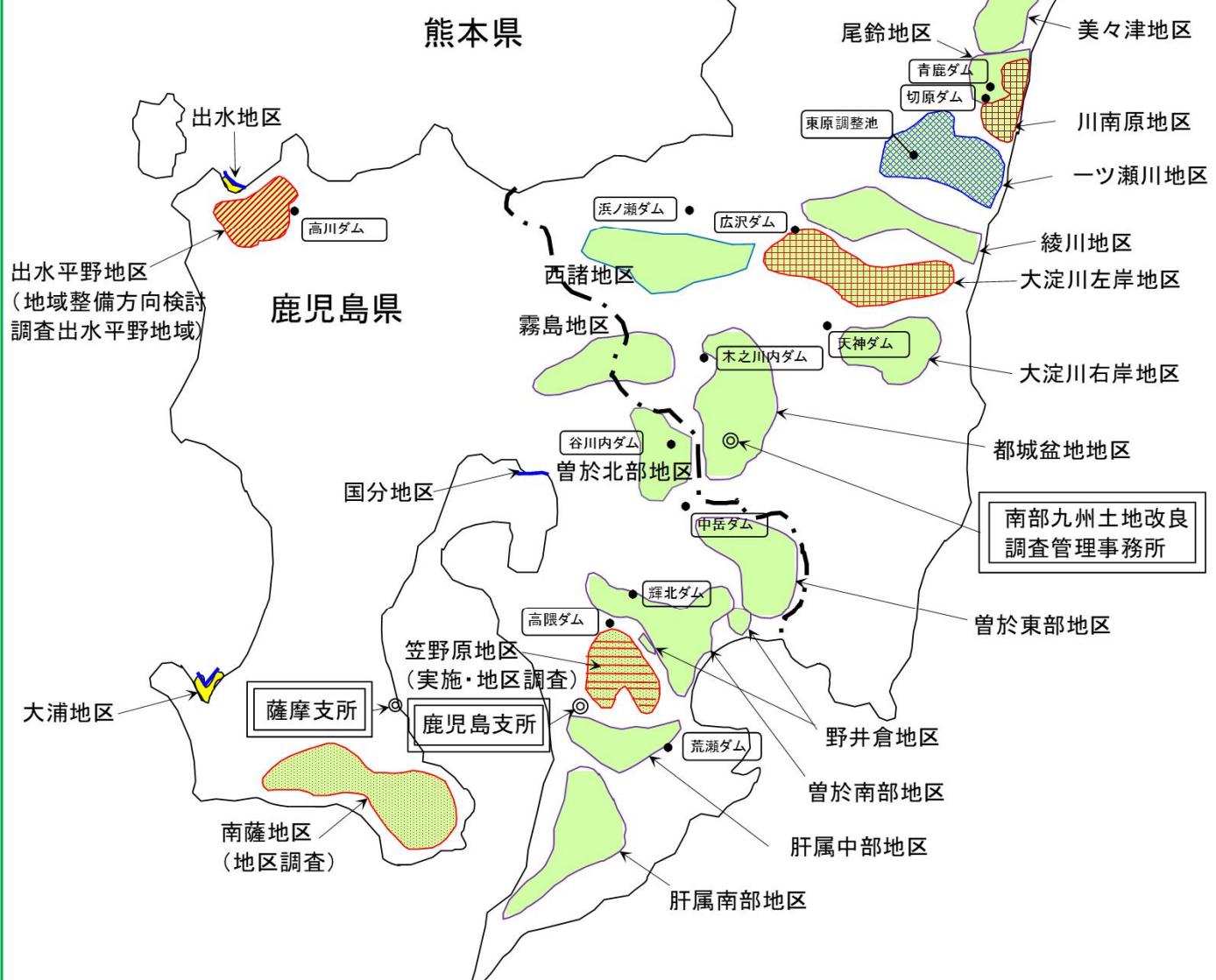
九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所
所長 江川 和隆



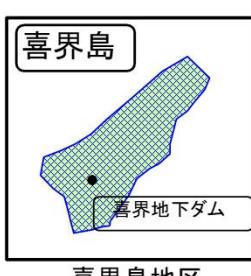
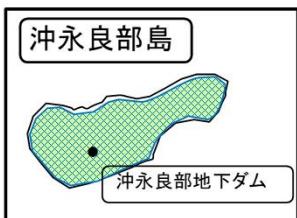
MAFF-SATとして農業水利施設等の被災状況の調査を実施
(令和7年8月、鹿児島県姶良市)

南部九州土地改良調査管理事務所 管内概要図

凡 例	
	国営かんがい排水事業 実施地区
	国営施設応急対策事業 実施地区
	国営施設機能保全事業 実施地区
	国営土地改良事業 地区調査地区
	地域整備方向検討調査地区
	国営事業完了地区
	国営干拓事業
	直轄海岸保全施設整備事業



鹿児島県 離島



【トピックス】新たな土地改良長期計画について

土地改良長期計画の位置付け

土地改良長期計画は、土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し、閣議決定を経て策定されます。計画期間は、5年を一期とし、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定します。

土地改良長期計画の変遷

土地改良長期計画は、昭和40年以降、その時々の社会経済情勢の変化に応じて、これまで9回策定されており、平成15年以降の長期計画については、事業量重視から成果重視に転換するとともに、時代の変化に即応した計画となるよう、計画期間を10年から5年に短縮しました。

新たな土地改良長期計画の策定

現行計画は、令和3年度から令和7年度までの計画でしたが、1年前倒しで見直しを行い、令和7年9月12日に新たな土地改良長期計画（令和7年度から令和11年度）が閣議決定を経て策定されました。

新たな土地改良長期計画のポイント

新たな計画では、計画的かつ効果的に事業を進めていくため、以下の4つの政策課題にそれぞれ政策目標を掲げ、取り組むこととしています。

【土地改良長期計画の概要】（出典：農林水産省ホームページ）

土地改良長期計画（令和7～11年度）全体概要

～ 食と暮らしを支える水と土の未来のために～

農業・農村をめぐる情勢及び課題

- 食料安全保障を取り巻く環境の変化
(世界人口の増加による食料需要の増加、気候変動による異常気象の頻発化による世界の食料生産・供給の不安定化)
- 農業者の減少に伴う農業生産活動等への影響
(農業者の減少・高齢化、農村の地域社会の維持が困難となる事態への懸念)
- 農業生産基盤等の脆弱化
(農地面積の減少・農業水利施設等の老朽化に伴う突発事故の多発)
- 自然災害リスクの増大
(豪雨、大規模地震等による農地・農業水利施設の被災リスクの高まり、渇水・高温による農作物への影響)
- 持続可能な環境配慮の主流化 (環境負荷低減の取組の推進、環境と調和のとれた食料システムの確立)
- 農業・農村の多様性への配慮 (地域ごとの多様な好み等を踏まえた柔軟な取組の必要性)
- 建設業等を取り巻く情勢の変化 (就業者数の減少、労務単価・資材価格の上昇)

土地改良事業の基本的な方向性

食料・農業・農村基本法の改正 (令和6年6月5日施行)

・基本理念に、「食料安全保障の確保」及び「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たに規定。

・農業生産基盤の「整備」に加え「保全」が追記。防災・減災を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるよう」と等が追記。

食料・農業・農村基本法計画の策定 (令和7年4月11日閣議決定)

・食料自給力の確保に向けて、生産性向上等に必要な取組として「スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備」、「農業水利施設の戦略的な保全管理」及び「農業・農村の強靭化に向けた防災・減災対策」を推進。

土地改良法の改正 (令和7年4月1日施行)

・国等の発意により基幹的な農業水利施設の更新事業を実施できる制度、土地改良区が地域の関係者と連携して「水土里ビジョン」を作成し農業水利施設等の保全に取り組む仕組み等を創設。

第1次国土強靭化実施中期計画の策定 (令和7年6月6日閣議決定)

・「防災重点農業用ため池の防災・減災対策」、「『田んぼだん』等の取組」、「農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策」、「農道・農道橋等の点検・診断を踏まえた保全対策」等の施策を推進。

食料自給力の確保に資する農業農村整備

農業生産基盤の整備・保全

政策課題1：

生産性向上等に向けた生産基盤の強化

農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に向けた基盤整備による生産コストの低減 [政策目標1]

・担い手への農地の集積・集約化及びスマート農業技術の導入による生産コストの低減を図るための農地の大区画化、管理作業の省力化に資する基盤整備等の推進

国内の需要等を踏まえた生産の拡大 [政策目標2]

・国内の需要等を踏まえた麦・大豆・園芸作物等の生産拡大のための水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進

政策課題2：

農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保

農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保 [政策目標3]

・基幹から末端までの農業水利施設の機能保全に向けた施設の適時適切な補修・更新、適切な保全管理の推進

・施設の集約・再編、省エネルギー化、再生可能エネルギー利用、ICT導入等による維持管理の効率化・高度化の推進

農村の振興

政策課題4：

農村の価値や魅力の創出

農村における所得の向上と雇用機会の創出、農村に人が住み続けられる生活環境の確保、多様な人材が関わる機会の創出 [政策目標5]

・生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を通じた所得の向上と雇用の創出、生活インフラの整備の推進

・多様な人材の参画等を通じた農地・農業水利施設等の保全管理の体制強化、環境負荷低減の取組等の推進

農村協働力

環境と調和のとれた持続可能な農業生産

政策課題3：増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靭化

気候変動等により激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策の推進 [政策目標4]

・防災重点農業用ため池の防災工事等の集中的かつ計画的な推進

・気候変動等を踏まえた農業水利施設の整備、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組、渇水・高温対策、農業水利施設の地盤対策、農道及び農業集落排水施設の強靭化等の推進

食料安全保障の確保

多面的機能の発揮

大規模自然災害への対応

- 1 東日本大震災からの復旧・復興
- 2 令和6年能登半島地震・豪雨災害からの復旧・復興
- 3 大規模自然災害への備え

計画の円滑かつ効果的な実施に当たって必要な事項

- 1 環境と調和のとれた持続可能な農業生産への対応
- 2 土地改良区の運営体制の強化
- 3 技術開発の促進と普及、人材の育成

- 4 入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進
- 5 関連施策や関係団体との連携強化
- 6 国民理解の醸成

※土地改良長期計画に関する詳細は、農林水産省ホームページの下記アドレスをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/totikai/index.html>

南部九州土地改良調査管理事務所では、生産性の向上を通じた食料自給力の確保等に向け、新たに策定された土地改良長期計画に基づき、土地改良事業を集中的かつ計画的に実施するために、引き続き土地・水利用状況の把握、調査計画の策定等、整備に必要な各種調査・計画を行っていきます。

国営施設機能保全事業「笠野原地区」の概要

事業概要

本地区は、鹿児島県大隅半島の中央部に位置し、鹿屋市、肝属郡肝付町の1市1町にまたがる、受益面積2,452haの畑作農業地帯です。

国営笠野原土地改良事業（昭和34年度～昭和44年度）で造成した農業水利施設は、事業完了から約50年が経過し、主要施設の老朽化により円滑な維持管理と適切な配水管理が困難な状況にあります。

このため、施設の長寿命化及び農業用水の安定供給の確保、農業経営の安定化を図ることを目的として、平成25年度に国営施設機能保全事業に着手し、令和9年度事業完了を目指して、機能診断に基づく農業水利施設の補修・補強等を実施しています。

かのやし きもつきぐんきもつきちょう

【関係市町村】鹿児島県鹿屋市、肝属郡肝付町

【主要工事】

【事業着工】平成25年度

(1) 高隈ダム貯水池法面保護工 1か所 (1か所)

【受益面積】2,452ha (畑)

(2) 導水路 L= 8.6km (1.1km)

(平成24年4月1日時点)

(3) 幹線水路 L=35.0km (9.5km)

(4) 調整池 4か所 (1か所)

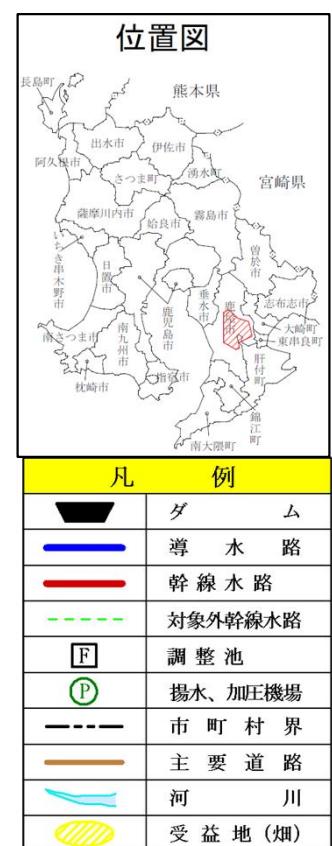
(5) 揚水・加圧機場、水管路施設 1式 (1式)

※ () は補強・更新等の計画事業量

事業計画平面図



笠野原台地



事業の効果

本事業により施設の維持管理費の軽減、漏水に伴う断水の不安が解消され農業用水の安定供給が可能となることで、農業生産性の維持及び農業経営の安定化が図られ、食料の安定供給に貢献しています。

茶



キャベツ



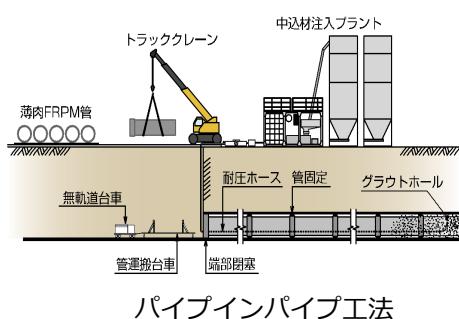
施設園芸(きく)



事業の実施状況

これまでに地区外導水路（10号隧道）の補強（パイプインパイプ工法）及び各幹線水路の更新等を実施し、着工13年目を迎えた今年度は、B幹線水路（ $\phi 450 \cdot \phi 600$ ）の更新工事や水管管理施設改修工事を計画しています。来年度は、引き続き、B幹線水路の更新工事や水管管理施設改修工事等を実施し、令和9年度に事業完了が迎えられるよう計画的に事業を推進していきます。

また、突発的な漏水事故が発生した場合も本事業により早急に復旧工事を実施する等、漏水による第三者への被害軽減や工事の実施に伴う断水等の不安に留意し、事業の推進に努めます。



10号隧道補強工事の施工状況



完成した10号隧道補強状況



2号調整池遮水シート施工状況



幹線水路更新工事の施工状況
($\phi 600$ ダクトイル鉄管ALW種)



幹線水路漏水状況



漏水復旧状況
(止水内面バンド工)



漏水復旧状況
(コンクリート補強工)



漏水復旧状況
(既設管更新工)

国営土地改良事業地区調査「南薩地区」の紹介

事業概要

本地区は、鹿児島県南西部の薩摩半島南端（南薩台地）に位置し、枕崎市、指宿市、南九州市にまたがる約5,800haの畑作地帯で、かんしょを主体にキヤベツ等の野菜類、茶の専作、花き及び肉用牛などの多様な畑作農業が展開されています。

本地区の基幹的農業水利施設は、国営かんがい排水事業南薩地区（昭和45年度～昭和59年度）により整備されましたが、経年的な施設の劣化により、用水路では弁等の腐食による漏水や動作不良、頭首工・ファームポンド等のコンクリート構造物ではひび割れ等による機能低下が生じており、農業用水の安定供給に支障をきたすとともに、維持管理に多大な費用と労力を要しています。

また、本地区においては、施設園芸によるオクラやスナップえんどうなどの産地化が図られており、環境面へ配慮したハウスの土壤消毒用水や茶の防霜用水等の栽培管理用水の必要性が高まるなど、営農・水需要の変化が見られています。

これら課題を解決するため、令和6年度から国営土地改良事業地区調査に着手し、老朽化した既存農業水利施設の改修と併せて、営農形態の多様化や栽培管理用水の必要性を踏まえた用水計画への見直しを検討しています。

まくらざきし いぶすきし
【関係市町】鹿児島県枕崎市、指宿市、
みなみきゅうしゅうし
南九州市

【調査期間】令和6年度～

【受益面積】約5,800ha（畑）
(令和6年10月1日時点)

【主要工事（案）】

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 頭首工（改修） | 3か所 |
| (2) 揚水機場（改修） | 4か所 |
| (3) 加圧機場（改修） | 5か所 |
| (4) 用水路（弁類）（改修） | 1式 |
| (5) ファームポンド | 6か所 |
| (6) 水管理施設（改修） | 1式 |

事業計画平面図



国営土地改良事業地区調査「笠野原地区」の紹介

事業概要

本地区は、鹿児島県大隅半島の鹿屋市及び肝属郡肝付町にまたがる笠野原台地に広がる約2,300haの畠地帯で、飼料作物栽培による肉用牛経営とかんしょを主体とした野菜等を組合せた畠作、茶等の専作が展開されています。

本地域の基幹農業水利施設は、国営笠野原土地改良事業（昭和34年度～昭和44年度）で造成され、経年的な施設の劣化等に伴い、国営施設機能保全事業笠野原地区（平成25年度～令和9年度予定）で一部の農業水利施設を更新していますが、その他の施設も老朽化の進行により農業用水の安定供給に支障をきたしております。施設の維持管理に多大な費用と労力を要しています。

水源である高隈ダムは、平成28年の台風災害時の流入土砂により、計画堆砂量を大きく超過し、利水機能及び洪水調節機能の発揮に支障を来す可能性があります。

これら課題を解決するため、令和7年度から国営土地改良事業地区調査に着手し、本地区全体の水利用や今後の営農計画を踏まえた施設再編や施設機能の向上を行なう国営かんがい排水事業（国営流域治水対策事業）により、洪水吐きゲートや堆砂対策等の洪水調節機能の強化に資する施設整備と併せて幹線水路の更新整備等の一体的な整備を検討しています。

【関係市町】鹿児島県鹿屋市、肝属郡肝付町
かのやし きもつきぐんきもつきちょう

【調査期間】令和7年度～

【受益面積】約2,300ha（畠）
(令和7年4月1日時点)

【主要工事（案）】

（1）高隈ダム附帯施設（改修）1式

（取水設備、洪水吐き、堆砂対策等）

（2）導水路・幹線水路（改修）、調整池（統廃合）1式

（3）揚水・加圧機場（改修）1式

（4）水管理施設（改修）1式

事業計画平面図

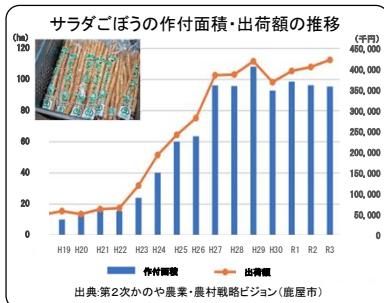


茶

サラダごぼう



凡 例
受益面積(畠)
ダム
調整池
揚水、加圧機場
導水路、幹線水路
市町村界
主要道路
河川



地域整備方向検討調査「出水平野地域」の紹介

事業概要

出水平野地域は、鹿児島県北西部の出水市に位置しており、米之津川、高尾野川、野田川等の河川に挟まれた地域に畑作地帯、その周囲の河川に近い低地と海岸地帯に水田が開かれています。

本地域の基幹的な農業水利施設は、国営出水平野土地改良事業（昭和42年度～昭和52年度）により造成され、現在まで50年近くが経過しています。経年的な施設の劣化により、高川ダム及び五万石頭首工のゲート設備の機能低下が生じるとともに、平木場調整池については底版ゴムシートからの漏水が発生するなど、農業用水の安定供給に支障を来し、施設の維持管理に多大な費用と労力を要しています。

このため、令和6年度から地域整備方向検討調査に着手し、本地域全体の水利用や今後の営農計画を踏まえた国営かんがい排水事業による整備構想を検討しています。

【関係市町】鹿児島県出水市

【調査期間】令和6年度～

【受益面積】約2,340ha（水田、畑）
(平成28年4月1日時点)

【主要工事（案）】

- (1) ダム取水・放流設備（改修）1式
- (2) 頭首工（改修）1式
- (3) 導水路・幹線水路・調整池（改修）1式
- (4) 用水機場（改修）1式
- (5) 水管理施設（改修）1式

事業計画平面図



本地域の農業は、前歴の国営・県営のかんがい排水事業等の各種事業が導入され、農地の大規模化や畑かん施設の活用によって、生産性の高い農業経営が図られ、水稻作のほか、ばれいしょ、ブロッコリー等の露地野菜を組み合わせた畑作及びみかん等の専作が展開されています。



水稻



畑かん施設（散水状況）



ばれいしょ



ブロッコリー



みかん

ダムの安全性評価の概要

農業用ダムの安全性評価の概要

農業用ダムの安全性評価については「国営造成農業用ダム安全性評価の実施について」（平成24年3月30日付け23農振第2728号 農村振興局整備部長通知）に基づき、農林水産省が所管している189ダムを対象に実施してきたところです。

また、平成28年度に策定した土地改良長期計画（平成28年8月24日閣議決定）においても、施設の耐震化を進めるため、「重要度の高い国営造成施設における安全性評価の取組み実施率10割」及び「令和6年度までにダム堤体安全性評価※を了すること」を目標に掲げ、作業を進めてきました。

この結果、令和6年度に南部九州土地改良調査管理事務所が所管する全てのダム（15ダム）の安全性評価は無事に完了しました。

※ダム堤体の安全性評価とは、健全性の評価「①設計・施工内容の詳細確認、②健全性の確認及びレベル2地震動に対する耐震性能照査」を実施。



安全性評価委員会（現地調査）



安全性評価委員会（室内検討会）

農業用ダム付帯設備の安全性評価の概要

ダムには、河川の流水を取水又は貯留水を放流・取水するため、ダム堤体以外にも付帯設備として取水設備、洪水吐等の放流設備及びこれらに関連する設備が設置されていますが、これらの設備の中には、ダム堤体と同様に、それが損傷した場合に貯留機能又は放流機能に影響を与えるものがあり、ダム全体として所要の耐震性能を確保するためには、これら付帯設備についても一定の耐震性能を満たす必要があります。

このため、令和4年度からダム付帯設備についても耐震性能を照査し安全性評価※を実施することとしており、概ね10年程度で完了することを目標に進めています。

ダム付帯設備の対象施設

- ・取水設備及び洪水吐以外の放流設備（鋼製又は鉄筋コンクリート製）
- ・洪水吐ゲート（鋼製）
- ・洪水吐水路（鉄筋コンクリート又は無筋コンクリート製）
- ・管理棟・操作室（建築構造物）
- ・操作管理設備（電気設備、通信設備、警報設備等）

※ダム付帯設備の安全性評価とは、対象施設の選定、レベル1及びレベル2地震動に対する耐震性能照査を実施。

国営土地改良事業事後評価「曾於北部地区」の概要

事後評価の目的

農林水産省では、事業の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国営事業完了後概ね5年を経過した地区を対象に事業効果の発現状況等について評価を行い、南部九州土地改良調査管理事務所は、この評価のための基礎調査を担当しています。

令和6年度は、前年度に基礎調査を行った国営かんがい排水事業「曾於北部地区」（平成8年度～平成29年度）の評価結果が令和6年8月に公表されました。

事業概要・成果

本地区は、大隅半島の北部に位置し、鹿児島県曾於市（旧大隅町、旧財部町、旧末吉町）に広がる畠地帯ですが、本地域の土壤は、保水性に乏しい火山灰土壤に覆われた特殊土壤地帯であり、かんがい施設が未整備であることと相まって、農業生産性が低く不安定で、生産性の向上が阻害されていました。

このため、一級河川大淀川水系谷川内川に谷川内ダム、溝之口川に粟谷頭首工を築造するとともに、用水路等の整備を行い、あわせて関連事業により末端畠地かんがい施設及び区画整理等の基盤整備を行うことにより、農業用水の安定供給による農業生産性の向上と農業経営の安定に資することを目的として、本事業が実施されました。

【受益面積】

- 2,052ha（畠:1,751ha、樹園地:301ha）※平成17年度時点

【事業費】

- 39,019百万円（決算額）

【事業期間】

- 平成8年度～平成29年度（機能監視:平成27年度～平成29年度）
(計画変更:平成18年度)

【主要工事】

- ダム1か所、頭首工1か所、導水路3.9km、用水路68.4km、揚水機場4か所



〈谷川内ダム〉



〈金丸ファームポンド〉



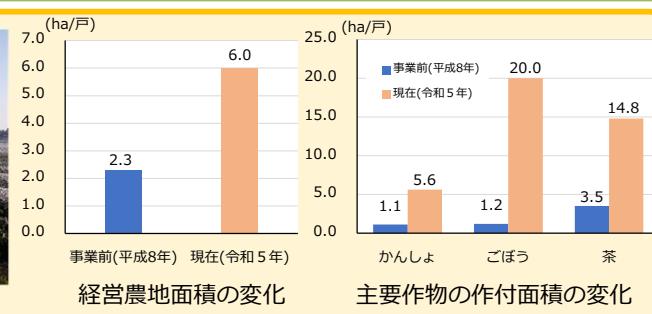
〈用水路〉



ごぼうへの散水



茶（防霜散水）



（出典：「曾於北部地区」完了後の評価に関するアンケート調査結果）

評価結果

本事業の実施により、畠地かんがい施設が整備され、農業用水が安定的に供給されることで、農作物の適期に水利用が可能となり、作物の品質が向上し、単収も増加。また、害虫防除や降灰除去等の農作業の効率化・省力化も図られていることから、担い手農家への農地集積・規模拡大や、地域における次世代への農地の保全・継承に貢献していることが認められる。

今後は、実施中の関連事業を計画的に推進するとともに、収益性の高い作物の導入と併せ、農作業の省力化に直結する散水器具の普及拡大を図ることなどにより、かんがい用水の更なる利用推進を図ることが期待される。

⇒以上のとおり「本事業及び関連事業の実施により、畠地かんがい施設整備に伴い農業用水の安定供給による農業生産性の向上が図られており、事業効果の発現が認められる。」との評価が得られました。（令和6年8月30日公表）

※九州農政局ホームページ：<https://www.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/jigohyouka/2024/2024kokuei.html>

災害発生時の対応の紹介（災害応急用ポンプの分散配置）

集中豪雨や台風等による湛水排除や、干ばつ時の用水補給などの応急措置を目的として、土地改良技術事務所（熊本県熊本市）に配置していた災害応急用ポンプ機材を南部九州土地改良調査管理事務所（宮崎県都城市）へ分散配置しています。

分散配置によって、宮崎県と鹿児島県の地方公共団体、土地改良区等（使用者）に対して南部九州土地改良調査管理事務所から直接貸し出し、より迅速に対応することが可能となります。

ただし、運搬・据付・運転管理に関する費用は使用者の負担となります。

まずは、問合せ先の土地改良技術事務所 防災・災害対策技術課（災害応急用ポンプ担当）
電話番号①にご連絡をお願いいたします。

問合せ先

九州農政局土地改良技術事務所 防災・災害対策技術課(災害応急用ポンプ担当)

電話番号①：096-367-0411（代表）

(①受付時間／8:30～17:15（土日祝/年末年始除く）)

電話番号②：050-5470-8281

(②受付時間内及び電話番号①の受付時間外)

電話番号③：096-369-7462（災害により①、②が不通の場合）

詳細情報

以下のリンク先に、しおりや申請に必要な様式が掲載されています。

<https://www.maff.go.jp/kyusyu/seibibu/kokuei/03/ponpu/oukyu.html>

(1) 借受申請等の手続き ⇒ 土地改良技術事務所 防災・災害対策技術課

(2) 必要な機材一式運搬 ⇒ 土地改良技術事務所又は南部九州土地改良調査管理事務所から運搬することとなります。ただし、運搬・据付・運転管理に関する費用は、使用者負担となります。

陸上ポンプ



機材保管状況



水中ポンプ



機材運搬状況



災害応急用ポンプ保有一覧

土地改良技術事務所と南部九州土地改良調査管理事務所で保有している災害応急用ポンプは、下表のとおりです。

【土地改良技術事務所（熊本県熊本市）保管】				
種類	口径	吐出量	全揚程	保有台数
陸上ポンプ	φ 80mm	0.5m³/min	39m	1台
	φ 100mm	1.0m³/min	15m	7台
	φ 150mm	2.8m³/min	15m	8台
	φ 250mm	7.5m³/min 8.0m³/min	5m・15m	13台
水中ポンプ	φ 100mm	1.0m³/min	35m	8台
	φ 150mm	2.0m³/min	25m・35m	6台
	φ 200mm	4.0m³/min	15m・35m	7台
パッケージポンプ	φ 200mm	10.0m³/min	10m	2台
【南部九州土地改良調査管理事務所（宮崎県都城市）保管】				
種類	口径	吐出量	全揚程	保有台数
陸上ポンプ	φ 100mm	1.0m³/min	15m	1台
水中ポンプ	φ 100mm	1.0m³/min	35m	1台
	φ 150mm	2.0m³/min	25m	2台

※上表の台数は、「保有台数」であり貸出可能な台数とは異なりますので、ご注意ください。

貸出条件、貸出状況、貸出可能台数およびその他詳細については、九州農政局HPにてご確認ください。

九州農政局HP「災害応急用ポンプ・排水ポンプ車のしおり」

【災害応急用ポンプのしおり】

<https://www.maff.go.jp/kyusyu/seibibu/kokuei/03/ponpu/attach/pdf/oukyu-54.pdf>

【排水ポンプ車のしおり】

<https://www.maff.go.jp/kyusyu/seibibu/kokuei/03/ponpu/attach/pdf/oukyu-55.pdf>



MAFF-SAT（マフサット）の紹介

MAFF-SATとは

農林水産省サポート・アドバイス・チームの略称であり、農地・農業用施設が被災した際に、被災自治体に農林水産省の職員を派遣し、迅速な被害の把握や早期復旧を支援しています。

支援の内容

派遣された職員は、①初期情報収集、②緊急概査、③技術支援を行います。（必要に応じ試験研究機関等への専門家の派遣要請を行い、合同で調査及び支援を実施します。）



都道府県・市町村等からの要請により派遣を行うほか、災害の規模（甚大性、広域性）等によりプッシュ型で派遣を行います。

次頁参照
(災害トリアージ)

①初期情報収集

今後の支援の必要性を判断するため、被災の範囲・規模、応急対策の必要性、被災自治体の要望等に関する基本情報の把握を行います。

②緊急概査

農地・農業用施設の被災状況（箇所、面積）の把握や被害額の算出等に関する支援を行います。

③技術支援

被災した農地・農業用施設の応急対策の実施や災害復旧計画の工法の検討等に関する技術的な支援を行います。

本格復旧着手



①初期情報収集



②緊急概査



③技術支援

補足情報（ビブス）

MAFF-SATの職員は、調査を円滑に実施するため、現地調査時にはビブスを着用して活動します。



MAFF-SAT

（農林水産省サポート・アドバイス・チーム）

災害時の農林水産省職員によるプッシュ型市町村支援 一災害トリアージの取組み一

大規模災害時に農林水産省（農政局）職員がプッシュ型で被災市町村を往訪させていただき、市町村の要請に対して支援協力が適時に適切に行えるよう、被害状況、災害対応状況、体制等を把握する取組み（「災害トリアージ」と呼称）を、令和2年度から始めたところです。

【取組みの概要】



災害発生



被害把握等 現地調査段階

災害発生後1～2週間

- 台風や豪雨で大雨特別警報が発令、大規模地震（震度6弱以上）の発生等による災害を対象として実施します。
- その他、上記に準ずる大規模災害時や被災市町村の要請に基づき実施します。

現地測量・ 設計作業等 査定設計書 準備作成段階

災害発生後1～2ヶ月

- 被災された市町村の災害対応の体制や課題を聴取させていただきます。
- 災害復旧に向けて行うべき作業・手続き・手順、災害発生から被害報告までのポイント、査定前着工制度等の活用等について説明します。
- その他、都道府県本庁・出先及び農政局窓口を紹介します。

補助事業 申請段階

災害発生後2～3ヶ月

- 災害対応の体制や課題にあわせ、進捗が遅れている場合には、その原因を聴取させていただき、対応策を一緒に考えます。
- 補助事業申請から工事発注までのポイントを説明します。

災害査定

※ 実施にあたっては、市町村からの要請による場合を除き、農林水産省から都道府県を通じて被災市町村に日程調整し訪問することを基本としています。

問い合わせ先

担当部課名	電話番号
九州農政局 農村振興部 防災課	096-300-6519

【シリーズ】水の守人 －土地改良区若手職員の紹介①－

国営完了地区の施設を管理していただいている土地改良区の若手職員の紹介として、今回は、出水平野土地改良区の4名を紹介します。

しらはま としのり はらだ まりあ

最初に総務部門の「白瀬 利徳さん、原田 真里亜さん」です！

◆担当している仕事の内容を教えてください。

(白瀬)

総務係として賦課金の収納・入金処理、組合員資格得喪事務を中心に担当しています。

(原田)

組合員資格関係の調査業務や未収金となっている賦課金の回収業務、また滞納処分事務など、主に賦課金関係の業務を行っております。



白瀬さん

原田さん

◆土地改良区職員になったきっかけは？

(白瀬)

地元近くで転職先を探していた際に、偶然募集していることを知りました。調べていくなかで出水市一円の田・畑全体に水を届ける為の農業インフラを支えていることを知り、地域の方々に貢献していくたいと考えたからです。

(原田)

子どもが成長し、就職活動を行っていたときに、土地改良区職員の募集があったのがきっかけでした。

また、実家や自分の住む地域に身近にある田んぼなどに農業用水を供給していることに興味が湧き、応募させていただきました。

◆プライベートで趣味や特技などありましたら教えてください。

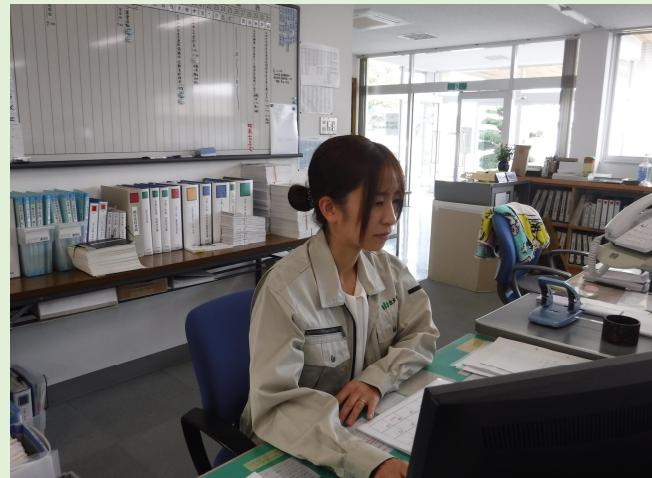
(白瀬)

趣味はドライブです。自分がまだ知らない場所に行って、探検することが好きです。

(原田)

幼い子どもがいますので、楽しい思い出をたくさん残せるように、お出かけしたり、一緒に料理をしたりなどしています。

家事・育児・仕事にと毎日大忙しだですが、元気に頑張っていきたいと思います。



◆将来の目標を教えてください。

(白瀬)

任されている仕事を確実に実行し組合員の農業経営に貢献して、組合員の皆さんから「ありがとう」と言われる職員になりたいです。

(原田)

迅速な事務処理を行うことはもちろん、これから増えて行くであろう、非農家の方々に対して、土地改良区の役割を理解してもらえるよう、また「この人にならお願いしたい」と思ってもらえるような、頼りがいのある職員となれるよう努力していきたいと思います。



【シリーズ】水の守人 －土地改良区若手職員の紹介②－

えのきぞの けいすけ

まつもと としひろ

続いて、管理部門の「榎園 恵介さん、松本 俊洋さん」です！

◆担当している仕事の内容を教えてください。

(榎園)

管理係で、主に県営施設の維持管理を行っています。

また、水田かんがい期は幹線水路や用水路の水量調整や水系の確認、畑かんの漏水対応をしています。

(松本)

管理係で、県営施設の維持管理、管理施設及び土地使用等許可に関する業務を行っています。

また、組合員からの苦情要望、電話対応を行っています。



榎園さん

松本さん

◆土地改良区職員になったきっかけは？

(榎園)

以前は違う仕事に勤めていましたが、地域に貢献したいと思う気持ちが強くありました。家が稻作をしていることもあり、水の管理には興味を持っていました。そこに出水平野土地改良区の募集があり転職を決意したのがきっかけです。

(松本)

他県の大学、他の市で働いていましたが、地元の街が恋しくなり、求人を探していると土地改良区の求人を見つけ応募しました。

◆プライベートで趣味や特技などありましたら教えてください。

(榎園)

趣味はゴルフです。ボールはまっすぐ飛ばないこともあります、仕事はまっすぐ頑張ります。その他では子供の少年団の応援です。つい自分のことのように熱が入ってしまいます。

(松本)

最近の趣味は、動画配信サービス視聴で、テレビ番組や、アニメ、ドラマを見ることが好きです。



◆将来の目標を教えてください。

(榎園)

出水平野土地改良区の土地改良事業を継続していくことです。まだまだ勉強中で学ぶばかりですが、少しでも組合員の方々に貢献できるようになりたいです。そして、出水平野土地改良区の発展のために努めていきたいです。

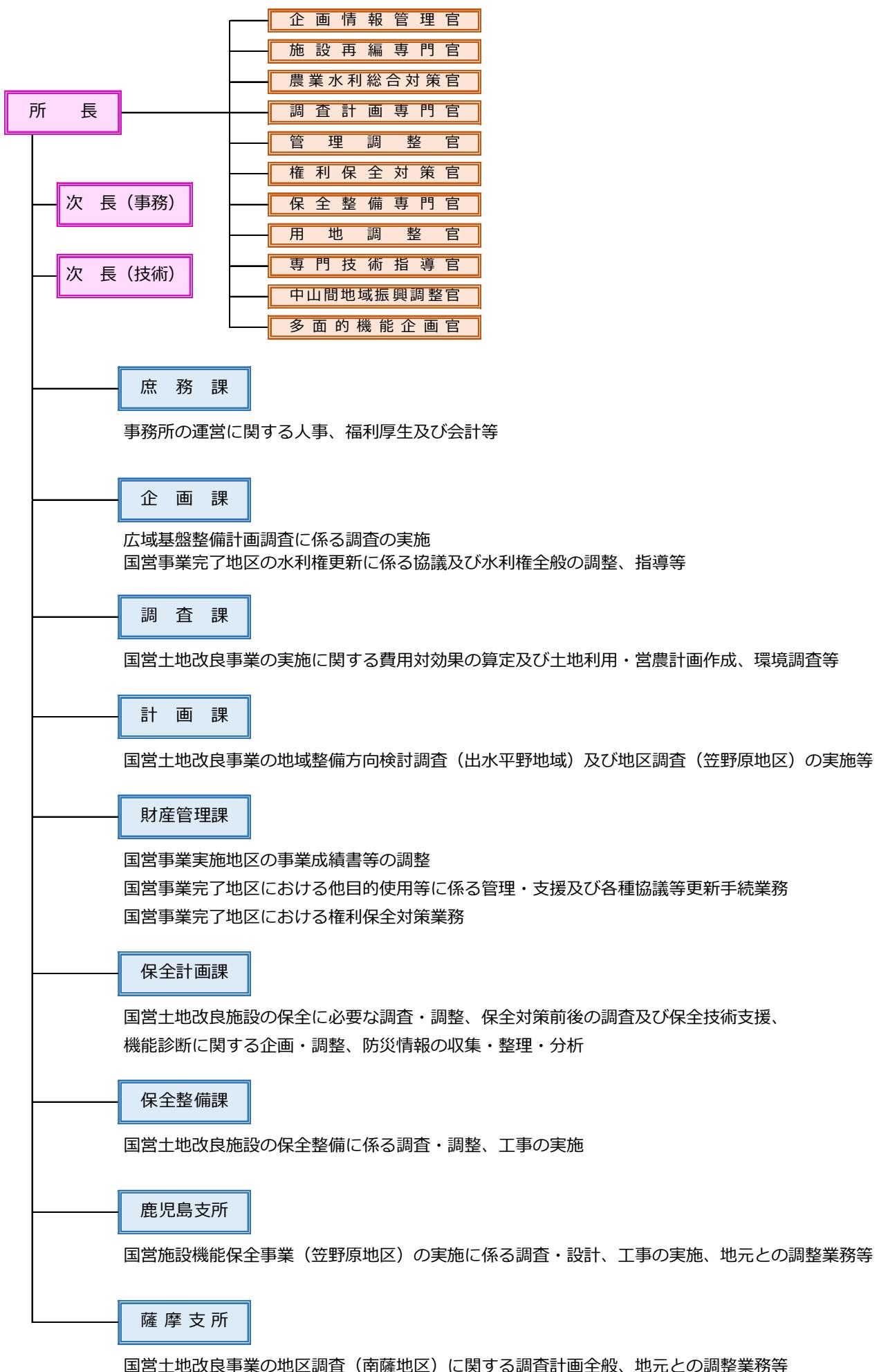
(松本)

出水平野土地改良区の組合員のために、一つ一つの仕事を精一杯取り組み、先輩方のように組合員に信頼される土地改良区職員になりたいです。



南部九州土地改良調査管理事務所の業務内容

組織機構図（令和7年10月1日）



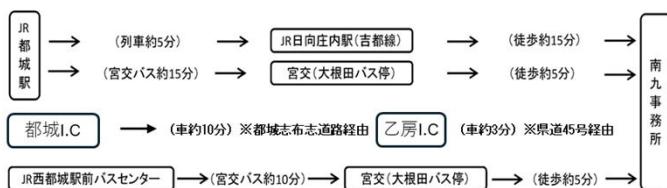
事務所の案内図



鹿児島支所の案内図



交通案内



交通案内



薩摩支所の案内図



交通案内



編集後記

先日、関係土地改良区の方々とお話しする機会がありました。

農業水利施設の漏水等の対応のために、ほぼ毎日現地に行って対応していること、施設の維持管理で改良区でできることは極力、自ら対応していることなど、ご苦労されていることを聞きました。一方で、職場の雰囲気が良く、この仕事を生涯の仕事と決め、やる気に満ち溢れ、日々が楽しいということを聞き、パワーと活気を感じました。

私は、勤務年数が30年を超え、このようなやる気に満ち溢れることが、無くなってきた時に、非常に良い刺激となり、初心を忘れてはだめだなと感じたところです。

冒頭の所長挨拶にもありますが、「親切・丁寧、身近で相談しやすい南部九州土地改良調査管理事務所」の一員として、初心を忘れず、やる気に満ち溢れるよう、対応していきたいと思います。

南部九州土地改良調査管理事務所
企画課

[事務所]

〒885-0093

宮崎県都城市志比田町4778-1

TEL: 0986 (23) 1293

〒893-0064

鹿児島県鹿屋市西原4-5-1 (鹿屋合同庁舎1F)

TEL: 0994 (44) 6191

〒891-0202

鹿児島県鹿児島市喜入中名町1000-28

(喜入港湾合同庁舎内)

TEL: 099 (204) 7276



[鹿児島支所]

[薩摩支所]